

通知が更新されました：

オプトアウトおよび異議申し立ての新しい期日は、**2009年9月4日**です

あなたが書籍の著者、出版社、または
その他の書籍や執筆物の著作権所有者である場合は、

Google の書籍と執筆物のデジタル化に関する集団訴訟の和解が
あなたの権利に影響を与える可能性があります。

米国外の著者と出版社の方々へのご注意：

本和解は、あなたの権利に影響を与える可能性があります。

本通知を注意深くお読みください。

- 著作権所有者に無許可で書籍やその他の著作物のデジタル化（スキャン）、書籍の電子データベース作成、短い抜粋の表示を行い、著者、出版社、およびその他の米国著作権所有者の著作権を侵害したとして、**Google** に対し集団訴訟が提起されました。
- 本訴訟は、和解案（本通知では「本和解」という）に到達しました。本和解は、**2009年1月5日**以前に出版された書籍および書籍やその他の作品に含まれている著作物の全米国著作権所有者の集団を代表するものです。**2009年1月5日以降に出版された書籍は、本和解の対象外です。**（本通知で使用される用語「書籍」については、以下の問6の説明をご参照ください。）下位集団には下記の2集団があります。
 - 「著者下位集団」（書籍、その他の著作物の著者と、その相続人、後継者および譲受人および出版社下位集団に属さないその他すべての和解集団構成員）
 - 「出版社下位集団」（書籍や定期刊行物を出版する企業と、その後継者および譲受人）
- 本和解により著作権所有者集団が得る利益は、以下のとおりです。
 - **Google** の電子書籍データベース定期購読の売上、書籍へのオンラインアクセスの売上、広告収入およびその他の商業的利用から得られる収入の**63%**。
 - **Google** から徴収した収入を著作権所有者に配当する版権レジストリ（「レジストリ」）を創設および維持するため、**Google** から支払われる**3,450万ドル**。

- **Google** による作品の利用可否、またその利用範囲を決定する、著作権所有者の権利。
- 2009年5月5日以前に許可なく **Google** がデジタル化した書籍および挿入物の著作権所有者に **Google** が支払う 4,500 万ドル。

注記：和解に参加するためには、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/> で請求用紙を入手し、記入する必要があります。インターネットへのアクセスのない方は、和解管理者に請求用紙を要請することができます。（和解管理者の連絡先については、以下の問 24 を参照してください。）

本通知は、あなたの権利と選択肢、
またそれを行行使する期限
についてご説明するものです。

本通知の内容

基本情報	4
1. 私はなぜこの通知を受け取ったのでしょうか？.....	4
2. 何についての訴訟ですか？.....	4
3. 集団訴訟とは何ですか？.....	4
4. なぜ和解があるのですか？.....	5
5. 集団構成員とは誰ですか？.....	5
6. 本和解と本通知における「書籍」と「挿入物」とは何を指しますか？.....	8
7. 参加図書館とは何でしょうか？.....	9
和解の利点	10
8. 和解による利点の概要.....	10
9. 書籍と挿入物に関する権利所有者の権利とは何ですか？.....	12
10. 著者－出版社手続上の著者と出版社の権利は何ですか？.....	22
和解集団に留まる	26
11. 何もしなかった場合はどうなりますか？.....	26
12. どの団体について放棄するのですか？.....	26
13. 和解集団に留まる場合は、具体的にどんな請求権を放棄することになりますか？.....	26
和解からオプトアウトする	28
14. 和解に参加したくない場合はどうすればいいのですか？.....	28
15. 和解集団からのオプトアウトを選択するにはどうすればいいのですか？.....	28
和解に対する異議や意見	28
16. 和解について意見や異議を唱えることはできますか？.....	28
17. 和解に対する異議申し立てと、和解からのオプトアウトの違いは何ですか？.....	29
あなたを代表する弁護団について	29
18. 本訴訟における私の利益を代弁する弁護士がいますか？.....	29
19. 弁護費用はどのように支払われますか？.....	30
20. 自分自身の弁護士を雇うべきでしょうか？.....	30
裁判所の最終承認公聴会	30
21. 裁判所は、いつどこで和解の最終承認の是非の決定を行いますか？.....	30
22. 公正公聴会には出席しなければなりませんか？.....	31
23. 公正公聴会で発言することはできますか？.....	31
詳細情報の入手方法	31
24. 詳細情報はどこで入手できますか？.....	31

本通知は、和解契約とあなたの権利についての要約にすぎません。
和解契約書の完全版を慎重に検討なさることをお勧めします。契約書の完全版は
<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html>、または和解管理者より
ご入手いただけます。（和解管理者の連絡先は問 24 をご参照ください。）

基本情報

1. 私はなぜこの通知を受け取ったのでしょうか？

本通知は、和解によって影響を受ける可能性のある方にお送りしています。あなたは、書籍の著者、出版社、または Google が許可なくデジタル化している書籍、さらに書籍や公有財産とされる作品や政府刊行物に付随した、他の執筆物（本和解では「挿入物」という）の米国著作権所有者ではないでしょうか。

本通知書では、以下をご説明しています。

- この訴訟と和解が何であるか
- 誰が本和解の影響を受けるか
- 下位集団の代理人とは誰か
- あなたの法的権利
- どのような方法でいつまでに行動を起こす必要があるか

2. 何についての訴訟ですか？

本訴訟は、広く報道されている Google によるグーグル・ライブラリ・プロジェクト（「GLP」）に関するものです。Google は 2004 年に、米国内のいくつかの図書館と、その蔵書の中から書籍およびその他の執筆物をデジタル化する契約を結んだことを発表しました。Google は米国内で著作権がまだ発効中である数百万冊の書籍を含む、700 万以上の書籍をすでにデジタル化しています。これにより Google のユーザは Google の「デジタル図書館」を検索し、「抜粋（スニペット）」とよばれる書籍内のテキストの数行を閲覧することができます。

GLP は、Google が「Google ブック検索」プログラム（<http://books.google.com> を参照）のため、書籍のデジタル化を図るプロジェクトの一環です。Google パートナープログラム（Google が出版社と著者から作品の著作権利用に関する許可を得て行うプログラム。<https://books.google.com/partner> を参照）もまた、Google ブック検索に作品を提供しています。パートナープログラムは本和解の対象外ですが、本和解によりパートナープログラムの構成員も影響を受ける可能性があります。

3. 集団訴訟とは何ですか？

集団訴訟では、同様の請求権を持つ一人あるいは複数の人々の共通の利害のために、「集団の代表」が訴訟を起こします。これら共通の利害を持つ人々を「集団」、各個人を「集団構成員」と呼びます。集団訴訟として訴訟を進めるには、法廷の承認が必要です。承認された場合は、集団を構成

するすべての人々が本和解の影響を受けることとなります。あなたが本和解における集団構成員かどうか確かめるには、以下の問 5 をご参照ください。

本訴訟を起こした側（「原告」という）と Google（「Google 株式会社」即ち「被告」）は、和解に合意しました。蔵書書籍とその他作品のデジタル化をすでに Google に対し許可した、または今後許可すると思われる図書館（「参加図書館」という）もまた、和解に参加する可能性があります。法廷はすでに、本和解集団および [本和解集団に含まれる] 著者下位集団と出版社下位集団の二つの下位集団に対し、本和解の予備承認を与えています。

GLP に関連する同様の問題を提起し、出版社 5 社が本訴訟とは別に Google を提訴しています。これらの出版社による訴訟は、本訴訟の和解が最終決定される日（「有効日」）に却下されることになっています。これらの出版社による訴訟の詳細については、以下の問 19 をご参照ください。

4. なぜ和解があるのですか？

原告と Google は、双方の当事者が提出した何百万ページにも亘る書類の検討や、2 年以上に亘る和解交渉などを含む長期間の調査の末、和解に合意しました。

和解とは、原告と被告が訴訟を解決するための合意を意味します。和解により、訴訟は、法廷や陪審員によって原告あるいは被告どちらか一方の勝訴が裁定されることなしに完結します。和解により、双方の当事者は、裁判の費用やリスクを回避することができます。集団訴訟の和解では、集団の代表とその弁護団が、その和解が公正、適正かつ妥当かどうかの承認を法廷に要請します。法廷が本和解を承認した場合、本訴訟の訴因となった申し立てに対しては、Google は以後一切、法的責任を負わないと見なされます。

Google は不正行為や法的責任を否認しており、また、集団構成員に損害賠償の権利があることについても否認しています。尚、法廷は本訴訟の両当事者の申し立てに対する裁定を下していません。

5. 集団構成員とは誰ですか？

集団には、2009 年 1 月 5 日（「通知開始日」）現在、本和解により承認された「利用（「利用」に関する詳細は以下の問 9 への説明をご参照ください）により影響を受ける」一つもしくは複数の書籍や挿入物に「米国著作権」を有するすべての人物（およびその相続人、後継者と譲受人）が含まれます（「集団」）。

あなたが米国著作権法によって保護される著作権を所有する場合、または独占的ライセンスを所有する場合、あなたは「米国著作権」所有者となります。例えば、あなたが著者であるなら、あなたはご自分の書籍の著作権を所有しています（あなたの著作権を他人に完全に譲渡した場合と、その書籍を「職務著作物 [“work-for-hire”]」として執筆した場合を除く）。また、書籍を米国内で独占的に出版する権利を所有している場合、またはその書籍に対する他人の権利侵害に対し法的に訴訟を起こす権利を所有している場合も、その書籍の米国著作権を所有することになります。共著者、著者と出版社、または著者の相続人など、同一書籍に対し、数人が米国著作権を所有している場合もあります。

注意：米国外にお住まいの著者や出版社の方々へ：米国以外の国の市民や、その国にお住まいの権利所有者の方は、(a) あなたの書籍が米国内で出版されている場合、(b) あなたの書籍が米国内で出版はされていないが、あなたの国がベルヌ条約に加盟しているために米国と著作権関係がある場合、または、(c) 書籍の出版時にあなたの国が米国と著作権関係

を持っていた場合は、米国の著作権を所有している可能性があります。米国と著作権関係を現在持っていない数か国において書籍を出版し、居住や本拠地を置いていることが確実でない限り、米国における著作権を有していると考えべきでしょう。合衆国著作権局は米国が著作権関係を結んでいない国のリストを公表しています。このリストは <http://www.copyright.gov/circs/circ38a.pdf>、または和解管理者からご入手いただけます。合衆国以外の国における書籍や挿入物の著作権所有者で、本和解への参加するか不参加〔オプトアウト〕を選ぶかなどに関しご質問のある場合は、弁護士や複製権機構に相談することをお勧めします。また、詳細情報は、本通知書添付のリストに記載された該当する電話番号までお問い合わせください。

著者の相続人の方への注意：和解は何十年も前に発行された書籍のデジタル化と利用に関わるため、和解集団のうちの相当数の方が、著者の相続人、後継者および譲受人であることが予想されます。本通知で「著者」と言及がある場合は、著者の作品の米国著作権を持ったその相続人、後継者および譲受人のすべてが含まれます。

すべての集団構成員は <http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/> を閲覧し、本和解の対象となる検索可能データベースにアクセスいただくことをお勧めします。このデータベースには、Google がデジタル化を行った政府刊行物や公有とされる書籍もリストアップされ、それらの書籍には挿入物が含まれている可能性があります。目下、2009年1月5日以前に発行されたすべての著作権所有書籍をこのリストに含める作業中ですが、本和解の対象となる書籍でもまだリストに載っていない可能性があります。従って、あなたの書籍が現在リストに載っていないなくても、2009年1月5日以前に米国著作権を所有しているのであれば、ご自身を集団構成員であると考えるのが無難でしょう。

- 「書籍」と「挿入物」は重要な用語であり、以下の問 6 に定義されています。
- 本和解の対象となる「利用により影響を受ける」米国著作権利益とは、書籍や挿入物の複製権および表示権に係る著作権利益を指します。ここでいう複製および表示とは、以下の問 9 (F)、9 (G) および 9 (I)、ならびに和解契約の第 VII 条で定められた表示利用、非表示利用、および許諾を受けた図書館による利用によるものです。また「表示利用」と「非表示利用」は、以下の問 9 (F) および (G) において定義されています。

本和解の集団は、下記二つの下位集団、すなわち著者下位集団および出版社下位集団に分けられます。

著者下位集団

著者下位集団には、著者とその相続人、後継者や譲受人等の集団構成員、さらに、出版企業やその後継者あるいは譲受人を除くその他すべての集団構成員が含まれます。

著者下位集団の代表は以下の各人です。Herbert Mitgang、Betty Miles、Daniel Hoffman、Paul Dickson および Joseph Goulden。また作家組合 (<http://www.authorsguild.org>) も著者下位集団の利権を代表しています。著者下位集団代表原告と作家協会はすべて、和解を支持しており、著者下位集団の他の構成員による和解への参加を推奨しています。

出版社下位集団

出版社下位集団には、挿入物に著作権を所有する、あるいは書籍を発行した、書籍出版社あるいは定期刊行物（新聞、雑誌、機関誌など）出版社、およびこれらの出版社の後継者と譲受人であるすべての集団構成員が含まれます。

以下の団体が、出版社下位集団の代表を務めています。The McGraw-Hill Companies, Inc.、Pearson Education, Inc.、Penguin Group (USA) Inc.、Simon & Schuster, Inc.、John Wiley & Sons, Inc.。また米国出版社協会 (<http://www.publishers.org>) も出版社下位集団の利権を代表しています。出版社下位集団代表原告と米国出版社協会はすべて和解を支持しており、出版社下位集団の他の構成員による和解への参加を推奨しています。

権利所有者

和解から適時かつ適切な方法でオプトアウトしなかった著者下位集団と出版社下位集団の構成員（以下の問 15 を参照）は、本和解と本通知において「権利所有者」と呼ばれます。

絵画作品を含む書籍

書籍内の写真、イラスト、地図、絵およびその他の絵画作品は、以下の場合に限り本和解の対象となります。（a）絵画作品を含む本の著作権所有者が、その絵画作品の米国著作権を所有している場合、または（b）その絵画作品が児童図書のイラストである場合（以下参照）、例えば、写真についての書籍の著作権所有者が書籍内の写真の著作権を所有している場合、それらの写真は本和解の対象となります。ただし、書籍の著作権所有者ではない人物が著作権を所有している書籍内のその他の写真については、本和解の対象とはなりません。同様に、ある歴史関係書籍に、その歴史書の著作権所有者以外の人物が著作権を持つ地図が付随している場合は、それらの地図は本和解の対象にはなりません。

児童図書のイラスト

児童図書のイラストは本和解の対象となります。あなたが児童図書のイラストレーター（絵本作家）であり、あなたのイラストが含まれる書籍の著作権を有している場合は、請求用紙にて、それらのイラストの書籍としての権利をご請求ください。もしあなたが特定の書籍に対しイラストの著作権を持っており、且つそれらのイラストが含まれる書籍そのものの著作権は持っていない場合は、請求用紙にてそれらイラストの挿入物としての権利をご請求ください。

和解集団に含まれない例

書籍内の写真、イラスト、地図、絵画とその他の絵画作品は（児童図書のイラストを除き）、挿入物とはみなされません。これらの絵画作品は、これらの絵画作品が付随した書籍（上記の説明を参照）の権利所有者が、その絵画作品の米国著作権を有している場合を除き、本和解の対象とはなりません。そのため、これらの絵画作品の著作権のみを所有し、書籍や挿入物の著作権は所有していない個人は、集団構成員には相当しません。本和解の下で Google は、これらの絵画作品の表示に関しては許可も禁止もされていません。また本和解によってこれらの絵画作品の利用に関する請求権 [訳注・たとえば著作権に関連して Google を提訴する権利] は一切放棄されません。

著者－出版社手続

著者下位集団の弁護士と出版社下位集団の弁護士は、著者－出版社手続を規定しました。これは、本和解において重要な部分です。著者－出版社手続では、本和解に基づく Google の刊行中および絶版の書籍の利用（および誰に支払われるか）に関する、著者と出版社それぞれの権利その他が定められています。著者－出版社手続は、以下の問 10 に要約されています。また、著者－出版社手続の完全版を、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html> から、あるいは和解管理者から入手し、検討されることをお勧めします（本和解契約の添付資料 A を参照）。

6. 本和解と本通知における「書籍」と「挿入物」とは何を指しますか？

書籍

本和解において「書籍」とは、紙上に執筆または印刷され、ハードコピーの形で製本され、2009年1月5日以前に以下の状態で存在する作品を指します。

- その作品の米国著作権所有者の許可の下、一般向けに出版、配布、もしくは公開されているもの、および
- 米国著作権局に登録されているもの。ただし、その作品が米国著作権法の規定による米国の作品に当たらない場合、登録は不要とする。ならびに
- 和解が許可する利用により、（所有権、共有権や独占的ライセンスに関わる形で）その作品の米国著作権利益に影響が及ぶ場合。ここで言及している利用については、問 9 をご参照ください。

以下の作品は、本件における「書籍」の定義に該当しません。

- 定期刊行物（例えば、新聞、雑誌、機関誌など）。「定期刊行物」のより詳細な定義については、和解契約書条項 1.102 をご参照ください。
- 私的文書（例えば、未発表の日記、メモや書簡など）。
- 楽曲を演奏する目的で利用される、楽譜およびその他の作品。これらの作品のより詳細な定義については、和解契約書条項 1.16 をご参照ください。
- 公有財産とされる書籍、即ち米国著作権法に基づき公有財産に属する作品。
- 政府の刊行物、即ち執筆者が米国政府となるため著作権の対象にならない著作物、および本和解契約書条項 1.64 に定義されるように、各州法により政府刊行物と同等な扱いを受けるもの。

挿入物

本和解における「挿入物」とは、以下の条件を満たす作品を指します。

- (1) まえがき、あとがき、プロローグ、エピローグ、詩、引用、書簡、その他の書籍・定期刊行物またその他の作品からの抜粋、歌詞などの文章、(2) 表、図表、グラフ、楽譜（五線やタブラチュア譜上の音符）、または(3) 児童図書のイラストなどによって成り、

- 2009年1月5日以前に発行された書籍、政府刊行物、あるいは公有財産の書籍に含まれ、
- 米国著作権で保護され、且つ挿入物の米国著作権所有者がその書籍の「主要作品」の権利所有者以外の人物であること。尚、「主要作品」は以下の問8(C)において詳細に定義されています。例えば、あなたが米国著作権を有している書籍に詩が含まれており、且つその詩の権利所有者もあなたである場合は、あなたの書籍に含まれる詩は挿入物とは見なされません。けれども、書籍そのものの米国著作権があなた以外の人物である場合、その書籍に含まれるあなたの詩は挿入物となります。さらに
- 2009年1月5日以前に、単独または他の作品の一部として米国著作権局に登録されているもの。ただし、その挿入物あるいは作品が米国著作権法に基づく米国の作品でない場合は、登録は不要です。

以下は「挿入物」の定義に該当しません。

- 写真、イラストなどの絵画作品（児童図書の挿絵／イラストを除く）、地図および絵画。
- 米国著作権法に基づき公有財産に属する作品。

挿入物の利用により生じる支払いの受領に際し、本和解では挿入物を以下の2種類に規定しています。

「総体挿入物」、すなわち一つの作品全体が挿入物である場合。例えばまえがき、あとがき、序文、選集に収められた作品、また一編の詩や短編、歌詞、随筆など。

「部分挿入物」、すなわち上記以外のあらゆる種類の挿入物。例えば書籍や雑誌の記事からの抜粋、引用、詩の一節または歌詞の一部など。

あなたの著作による挿入物を検索あるいは特定するには、

<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/> にアクセスするか、和解管理者あるいは本通知の末尾（添付資料）に記載された電話番号までお問い合わせください。

7. 参加図書館とは何でしょうか？

和解契約書においては、和解への参加レベルに応じ、数種類の参加図書館を規定しています。これらは、完全参加図書館、協力図書館、公共財産図書館とその他の図書館に分類されます。これらの図書館の権利および義務、およびこれらの図書館に対する請求権放棄に関する詳細は、以下の問12と13、または和解契約書の第VII章をご参照ください。レジストリと完全参加図書館、協力図書館および公有財産図書館の間の合意については、和解契約書の添付資料Bをご参照いただくか、または和解管理者にお問い合わせください。和解契約書は <http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html> にて入手いただけます。

完全参加図書館は、Google に対し書籍のデジタル化を許可している図書館を指します。これらの図書館に対し、Google はデジタル化した書籍の「図書館デジタルコピー」（または「LDC」という）を提供します。和解契約書では、完全参加図書館はこれら LDC の特定利用ができるという規定を設けています。GLP に含める書籍の数を可能な限り増やすため、Google は、以下の図書館を加えて参加図書館リストの拡充を図る予定です。

- 協力図書館。これらの図書館は和解契約書に基づき、完全参加図書館と同じ参加権利と義務を付与されます。ただし、図書館デジタルコピーの受領あるいはアクセスは許可されていません。またこれらの図書館は、Google から届けられた書籍のデジタルコピーをすべて廃棄することに同意しています。
- 公有財産図書館。これらの図書館は、Google の書籍デジタル化には、公有財産とされる書籍のみを提供することに同意しています。またこれらの図書館は、Google から受け取った書籍のデジタルコピーをすべて廃棄すること、図書館デジタルコピーを受け取ったり、それにアクセスしたりしないことに同意しています。
- その他の図書館。これらの図書館は Google への書籍の提供に同意していますが、完全参加図書館、協力図書館や公有財産図書館になることには同意していません。これらの図書館のいくつかは Google からすでにデジタルコピーを受け取っているか、または今後受け取る可能性があります。その他の図書館によるデジタルコピーの利用に関しては、請求権は一切、破棄されていません。
- 原告から完全参加図書館あるいは協力図書館となる許可を受けた図書館のリストについては、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html> にアクセスするか（和解契約書の添付資料 G を参照のこと）、または和解管理医者までお問い合わせください。

和解の利点

8. 和解による利点の概要

以下は、和解契約書の主要規定を要約したものです。

<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html> から和解契約書の完全版を入手し検討なさることをお勧めします。和解契約書はこのウェブサイトからダウンロードするか、または本和解管理者にご請求、また本通知の末尾（添付資料）に記載されている電話番号までお問い合わせください。

A. Google による書籍の利用と支払い

原告側はこの和解を、おそらくは何千万に上る絶版書籍に新しい商的生命を吹き込む素晴らしい機会、そして刊行されている書籍の著者と出版社に対しても革新的なマーケティングツールを提供する機会と考えています。本和解により、Google は次の権限を許可されることとなります。すなわち、1) 書籍と挿入物のデジタル化継続、2) [教育機関などの] 機関・組織に対する電子書籍データベースの購読権販売、3) 個々の書籍へのオンラインアクセス権販売、4) 書籍のページ [表示] における広告販売、および 5) 以下の問 9 (F) (1) の「アクセス利用」に詳細が説明されている、その他すべての利用。Google は、レジストリを通し、これらの利用による全収入の 63% を権利所有者に支払います。レジストリは、以下の問 9 (K) と 10 で説明のある、配当プランと著者-出版社手続に基づき、それらの収入を権利所有者に分配します。

以下の問 9 に詳説するように、権利所有者は [自分が著作権を持つ] 書籍を、上記に述べた利用方法の一部またはすべての対象から除外することができます。また権利所有者が 2011 年 4 月 5 日までに要請した場合、（すでにデジタル化されている）書籍を電子データベースから完全に削除することができます。権利所有者は、随時 Google に対し書籍のデジタル化を行わないよう要請する権利があり、書籍がまだデジタル化されていない場合は、Google はその要請を尊重することになっています。

B. 著作権レジストリ

本和解により、非営利法人の著作権レジストリが設立されます。この著作権レジストリは、権利所有者のデータベースを維持し、連絡先情報や書籍や挿入物に対する要請に関連した情報を集め、権利所有者を特定し、所在位置を確認し、支払いを調整する役割を担います。レジストリは和解に関連する諸案件や、Google 以外の企業を含むその他の商的取り決めに関し（但しそのような他の商的取り決めに関しては、書籍の権利所有者の明示的承認を前提として）、権利所有者の利権を代理します。

レジストリの設立と初期運営の資金として Google は、3,450 万米ドルの支払いに同意しました。支払いの一部は、レジストリが完全に運営されるようになるまで、集団への（本通知の配布を含む）通知費用と請求に関連した事務費用として利用されます。

レジストリが受け取る資金はすべて、直接的かつ間接的に権利所有者の利益となります。初期運営の資金は Google が負担しますが、その後レジストリは Google から受け取った収入の一部を運営費とします。

レジストリは、著者下位集団と出版社下位集団の同人数の代表者（少なくとも著者側の理事 4 名および少なくとも出版社側の理事 4 名）から成る理事会によって合同運営されます。理事会での決定にはすべて理事の過半数の賛成票を必要とし、その過半数には少なくとも著者側の理事 1 名と出版社側の理事 1 名が含まれるものとします。特定事項については、理事会の圧倒的多数票を必要とします。

C. すでにデジタル化された書籍への支払い

Google は、2009 年 5 月 5 日以前に許可なく Google がデジタル化したすべての書籍と挿入物に対し、少なくとも 4500 万米ドルを現金で支払うこと（「現金支払い」）に同意しています。Google は、2010 年 1 月 5 日までに少なくとも権利所有者一人が正当な請求を登録した場合、主要作品一点につき 60 米ドル、完全挿入物一点につき 15 米ドル、部分挿入物一点につき 5 米ドルを現金で支払うこととなります。同一内容 [の文章] に関しては、それが含まれる書籍あるいは挿入物の数に関わらず、Google のデジタル化による現金支払いは一つの内容につき一回のみ、行われます。例えば、書籍のハードカバーとソフトカバー版については、Google が別個に両方をデジタル化したとしても、現金支払いが生じるのは一回のみです。同一書籍を複数回デジタル化した場合、または同一の内容が複数書籍の中に挿入物として含まれる場合にも、現金支払いが行われるのは一回のみです。また、一個の書籍として存在する内容が、別の書籍に挿入物として記載されている場合（つまり、最初に挙げた書籍の一部が別の書籍に引用されている場合）にも、60 米ドルの現金支払いが一回のみ、行われます。各書籍に含まれる主要作品は一つ限りです。例えば、小説『老人と海』の書籍には、まえがき、脚注とあとがきが含まれています。小説それ自体が、この書籍の主要作品です。他の構成要素は各々、個別の挿入物となります（これら構成要素となる作品の米国著作権所有者が、主要作品の著作権所有者以外の者である場合）。同様に、書籍には様々な著者による数点の短編が収録されていることがあります（例えば、『2008 年ベスト短編集』）。この書籍の主要作品は集合著作物すべてであり（短編集）、個別の短編（および内容紹介エッセイ）は、挿入物となります（これら短編物語の米国著作権所有者が、主要作品の著作権所有者以外の者である場合）。「主要作品」の完全な定義については、和解契約書のセクション 1.111 をご参照ください。

- 権利所有者が請求する主要作品と挿入物の数に応じ、これらの権利所有者全員に分配される金額の合計が 4500 万米ドル以下である場合、レジストリはその差額から、主要作品につき最大 300 米ドル、完全挿入物につき最大 75 米ドル、部分挿入物につき最大 25 米ドルを、これらの権利所有者に分配します。その後の残余基金は、分配プランに基づき支払われることとなります。

- 現金支払いを求めるすべての正当な請求に対する必要総額が 4500 万米ドルを超える場合、Google はこれらの現金支払いを満たすのに必要な追加資金を支払います。

2009 年 5 月 5 日以前に Google が無許可にデジタル化した書籍と挿入物の権利所有者には、現金支払いを受ける権利があると、原告団は確信しています。なぜならばこれらの権利所有者は、その他の権利所有者が持たない付加的な請求権、則ち著作権侵害への請求権を持ち、本訴訟ではこれを金銭的救済として求めているからです。本和解に基づき、その他の権利所有者は、Google に書籍のデジタル化をしないよう指示することができますが、すでにデジタル化された書籍と挿入物の権利所有者には、そのような機会がありませんでした。Google が無許可で行ったデジタル化に対するこの現金支払いを受け入れることによって、権利所有者が請求権を放棄することは、公正かつ合理的配慮であると原告団は確信しています。

すでにデジタル化された書籍と挿入物に対する現金支払いを受け取るには、2010 年 1 月 5 日までに請求用紙に必要事項を記入登録する必要があります。

D. 権利所有者のための書籍のホスト版

権利所有者の要請があれば、その権利所有者による自身のウェブサイトでの利用という目的のために、Google は権利所有者の書籍のホスト版を提供します。詳細については、和解契約書のセクション 3.11 をご参照ください。

E. 和解利益の時期

和解により許可された商的使用を実行し、各々の書籍および挿入物に関する権利所有者の選択を実行し、さらに現金支払いを行うには、相当の時間がかかります。本通知で説明のある商的使用とその他の和解による利益は、有効日以後にはじめて発生するものであり、さらにレジストリを設立し、権利 [の所在] を明確にし、該当する権利所有者が正当かつ未払いの利益を受け取るまでには、さらにそれ以上の時間がかかります。どうかご忍耐いただくと共に、最新情報を得るために和解ウェブサイト <http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/> を定期的にご訪問くださるよう、お願いいたします。

9. 書籍と挿入物に関する権利所有者の権利とは何ですか？

GLP において Google は、参加図書館とその他の供給元から今までデジタル化を行い、またこれからも継続してデジタル化を行っていきます。Google は、何百万もの書籍（公有財産とされる書籍と政府刊行物も含む）の、検索可能な電子データベースを開発しています。和解に基づき、Google は、このデータベースの購読権および、個々の書籍へのオンラインアクセス権を消費者に販売することが可能になります。上記の間 8 (A) に記載したように、これらの全収入は、権利所有者と Google の間で 63%対 37%に分配することになります。以下に、Google の書籍と挿入物利用の権限、およびそのような利用すべてに関連した権利所有者の権利の概要を記します。本和解における権利および義務に関する、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html> または和解管理者から入手可能な、和解契約書に定められた権利と義務についての詳細情報を参照してください。

A. 「市販されている」／「市販されていない」および「刊行中」／「絶版」という書籍の分類について

本和解では、2009 年 1 月 5 日現在で「市販されている」または「市販されていない」という書籍の初期分類を行います。権利所有者や権利所有者の指定代理人（例えば、著作権代理人や出版社）がその時点（則ち、Google が初期決定を行う時点）において、書籍を米国内の一つまたは複数の現行

販売経路で売り出していると、Google が決定した場合、Google はその書籍を「市販されている」と初期分類します。

この分類には二つの目的があります。

- Google は、市販されていないと分類されたすべての書籍の表示利用を行う権利を持ちます。書籍の権利所有者は、その書籍を GLP [のデータベース] から削除する（但し 2011 年 4 月 5 日までに要請が受理された場合に限る）、あるいは表示利用の一部もしくはすべてからその書籍を対象外と指定することができます。市販されていると分類された書籍に関しては、権利所有者が一つあるいは複数の表示利用に書籍を含めるよう Google に許可しない限り、Google は、当該書籍の表示利用を行うことはできません。権利所有者には（2011 年 4 月 5 日以前に要請が受理された場合に限る）Google によるすべての利用から書籍を削除する権利があります。2011 年 4 月 5 日以降に受け取った削除の要請は、その要請を受け取った時点でデジタル化されていない書籍に関してのみ適用されます。
- 著者－出版社手続に基づき、市販されていると分類された書籍は「刊行中」と仮分類され、市販されていないと分類された書籍は「絶版」と仮分類されます。以下にご説明するように、刊行中または絶版という書籍の分類は、ある種の重要な影響を伴うものです。本通知のこの条項における「刊行中」と「絶版」という用語は便宜上のものであり、本和解および Google の書籍の利用と支払いという目的においてのみ使用されます。業界や著者－出版社契約においてこれらの用語がどう使用されるかに影響を与えるものではありません。同一書籍に米国著作権を有するふたりの権利所有者（例えば、著者と出版社）は、本和解においてその書籍が「刊行中」または「絶版」であることに対して、同意しない可能性があります。著者－出版社手続はこのような論争を解決するためのプロセスを規定し、また「刊行中」および「絶版」という用語の精密な定義を提示しています。著者－出版社手続に関する詳細については、以下の問 10 をご参照ください。

権利所有者とレジストリは、ある書籍が市販されている、あるいは市販されていないという Google による初期分類に異議を申し立てる権利を持っています。書籍の正確な分類に関する Google との論争は、以下の問 9 (M) に記載した、和解の論争解決プロセスを通して解決されます。

あなたの書籍が「市販されている／市販されていない」との初期分類を受けているかどうか確認するには、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/> を訪問なさるか、または和解管理者までお問い合わせください。

B. 絶版書籍

本和解では、米国著作権の期間に準じて絶版と判定された書籍に関しては、権利所有者による通知あるいは指示なしにその書籍を表示利用および非表示利用に用いる権利を Google に許可していません。但し、その書籍の権利所有者が Google にこれを禁止する指示を出した場合はこの限りではありません。そして、権利所有者がそのような [禁止の] 指示を Google に出した場合、この権利所有者は後から書籍の一部または全ての利用を Google に許可することができます。表示利用については以下の問 9 (F) に、また非表示利用に関しては以下の問 9 (G) に詳細が記載されています。書籍の削除についての詳細は、以下の問 9 (D) を参照してください。

権利所有者が、市販されていない書籍を [学校や企業などの] 組織や機関による購読利用の対象から除外した場合（以下の問 9 (F) (1) (a) を参照）、その書籍は個人消費者向けの販売の対象からも除外されます。なお、組織や機関による購読利用から書籍を除外した権利所有者は、含有手数料の受領資格を持ちません（以下の問 9 (K) を参照）。

著者－出版社手続に基づき、「著者の管理する」書籍や職務著作物 [“work-for-hire”] を除く) 絶版書籍の著者、あるいは(正当な理由がある場合) 出版社は、書籍を一つもしくは複数の表示利用の対象から除外することができます。著者－出版社手続の概要については以下の問 10 をご参照ください。

和解に参加して、GLP における絶版書籍の利用により生じる利益を享受したり、または一つもしくは複数の表示利用からあなたの書籍を除外したりするには、請求用紙に必要事項を記入登録する必要があります。書籍を表示利用対象から除外するのに、期限はありません。また除外決定はいつでも変更することができます。

C. 刊行中の書籍

本和解においては、刊行中書籍の権利所有者が Google に対しその書籍を一つまたは複数の表示利用対象に含めることを許可した場合を除き、Google には刊行中書籍の表示利用は一切、許可されていません。権利所有者が表示利用の許可を決定した場合、その書籍は和解による経済的規定の対象となります。ただし、権利所有者はパートナープログラムを通し、これと異なった条件について Google と交渉することができます。本和解に基づき、権利所有者が期限内に書籍を削除しない限り、Google は、その書籍の米国著作権の期間に準じて、刊行中の書籍の非表示利用を行う権利を有します。書籍の削除に関する情報は、以下の問 9 (D) をご参照ください。非表示利用に関する情報は、以下の問 9 (G) をご参照ください。

著者－出版社手続は、刊行中の書籍(職務著作物 [“work-for-hire”] を除く)の著者と出版社の両者が表示利用の許可について同意する必要があることを規定しています。著者－出版社手続の概要については、以下の問 10 をご参照ください。

GLP においてあなたの、1 冊あるいは複数の刊行中書籍の表示利用を許可するためには、請求用紙に必要事項を記入登録してください。Google が表示利用の許可を受けた後、あなたは指示の変更を随時行うことができます。

D. 書籍の完全削除

著作権所有者は、自分が著作権を持つ書籍を削除する権利、則ち Google や参加図書館が利用 [に必要なデータ] を得るすべてのサーバーや情報源から、自分の書籍のすべてのデジタルコピーを消去するよう要求する権利を有します。削除要請は、2011 年の 4 月 5 日までに受理されなければなりません。その日付以降に届け出のあった削除要請は、その要請を受け取った時点でまだ書籍がデジタル化されていなかった場合にのみ、適用されます。

完全参加図書館は、図書館デジタルコピーを含む、書籍の特定の利用を行うことがあります(以下の問 9 (I) を参照)。書籍を適時に削除しなければ、権利所有者は自分の書籍をこれらの利用の対象から除外することはできません。

Google や完全参加図書館は、削除要請によって、削除された書籍の複製が含まれている可能性のあるバックアップテープやその他のバックアップ保存メディアを破棄するようには義務付けられていません。削除された書籍のバックアップテープあるいはその他のバックアップ保存メディアを Google および完全参加図書館が保持することに対し、権利保持者が申し立てを行う権利を維持する唯一の方法は、権利所有者が本和解からのオプトアウト [訳注・和解への不参加表明] を実行することです。以下の問 15 では、和解へのオプトアウトの方法が書かれています。

権利所有者は、書籍の削除を行った後でも、Google に連絡を取り、その書籍をパートナープログラムに含める新たな取引の交渉を行うことができます。

本和解に参加し、かつ書籍の削除を希望する場合は、2011年4月5日までに請求用紙に必要事項の記入登録をする必要があります。それ以後、Google は、その書籍が要請の日付においてデジタル化されていない場合のみ「非デジタル化」の要請を受理します。

E. 挿入物

挿入物の権利所有者は、挿入物をすべての表示利用から削除する権利（但しこれはすべての表示利用に関する規定で、部分的選択は認められません）を有しています。この権利は挿入物に限定されるもので、挿入物が付随した書籍、政府刊行物や公有財産とされる書籍の他の部分は対象となりません。

あなたが挿入物に米国著作権を所有しており〔訳注・あなたの著作物が含まれる書籍にベルヌ条約などにより米国著作権が発生するとき〕、その挿入物に対する権利の登録を希望する場合は、請求用紙に必要事項の記入登録を行ってください。

あなたの挿入物が含まれる書籍、政府刊行物あるいは公有財産書籍がまだ Google によってデジタル化されていない場合、Google は、GLP における書籍のデジタル化が終了するまであなたのコンテンツを検索します。Google が書籍、政府刊行物あるいは公有財産書籍内にあなたの著作と思われる挿入物が含まれているのを見つけた場合、Google からあなた宛に通知が送られます。その際あなたは、当該書籍、政府刊行物あるいは公有財産書籍の内容が〔あなたの著作物である〕挿入物であると確認するよう求められます。あなたの確認後、あなたは（1）分配プランに基づく含有手数料（以下問 9（K）を参照）の受領資格、または（2）〔自分の著作による〕挿入物を表示利用の対象から除外する権利を得ます。

〔自分の著作による〕挿入物を表示利用対象から除外せず、またその他の案件において請求用紙の必要条件を満たしている場合、あなたは含有手数料の受領資格を得ます。含有手数料の受領後にあなたの挿入物を表示利用対象から除外したいと希望する場合、まず受領した手数料を返還する必要があります。

和解に参加を希望し、且つ挿入物を表示利用対象から除外したい場合は、請求用紙に必要事項を記入登録する必要があります。挿入物をすべての表示利用（但しこれはすべての表示利用に関する規定で、部分的選択は認められません）対象から除外するための期限はありません。また除外決定は随時、変更が認められています。

挿入物が含まれる書籍の権利所有者、および場合によっては Google は、書籍の一部としてあなたの挿入物を表示する法的または契約による権利を有すると確信している場合、あなたの除外要請に異議を申し立てることができます。書籍からの挿入物の除外に関する論争は、以下の問 9（M）に記載があるように、和解の論争解決手順を通して解決されることとなります。政府刊行物および公有財産書籍の挿入物については、Google は、政府刊行物および公有財産書籍からあなたの〔著作による〕挿入物の除外要請を拒否する可能性があります。その場合あなたは、（1）Google に対し訴訟を起こす、または（2）和解の論争解決手順に従って Google と調停を行う、いずれかの権利を有しています。

和解において、Google は、挿入物の米国著作権の期間に準じて、これらの挿入物の非表示利用を行う権利を有しています。挿入権利所有者は、挿入を「削除」することはできません。Google および完全参加図書館があなたの〔著作権に属する〕挿入物を非表示利用に用いたり、バックアップテープおよびその他のバックアップ保存メディアに保持したりすることに対し、申し立てを行う権利を維

持する唯一の方法は、和解へのオプトアウトを表明することです。本和解へのオプトアウトを行う方法は、以下の問 15 に記載されています。

F. 表示利用

上述の権利所有者の除外権と削除権を条件に、本和解では、Google に対し、すべての絶版書籍の表示利用、および権利所有者の明示的承認に基づく刊行中書籍の表示利用を、以下のように認めています。

- (1) アクセス利用：アクセス利用とは、特定のページ数制限を条件とした書籍全体の閲覧と〔当該書籍に対する〕注釈付記、さらに書籍の部分的印刷とコピー／ペーストを指します。以下に、Google が許可された、あるいは許可される可能性のあるアクセス利用を列記します。
 - (a) 機関・組織による購読：教育機関、政府機関、あるいは企業組織が、期間限定（例えば学期または年毎）で、その生徒や職員、および従業員が機関購読データベース内のコンテンツ全体にアクセスできるよう、購読権を購入すること。Google はまた、専門分野に応じたコレクションの購読権を提供できます。機関購読権の価格は、機関購読データベースの規模拡大の反映も含め、経時に変化します。購読料金の設定方法については、和解契約書の条項 4.1 を参照してください。
 - (b) 消費者購入：個人のユーザが、オンラインで書籍にアクセスする権利を購入すること。権利所有者は自分の書籍の売値を設定するにあたり、以下の二方法のいずれかを選択することができます。則ち、自分で価格を設定する方法、あるいはその書籍の対販売収入を最大限にするよう設計された複数要因に基づき Google に価格（「和解管理価格」）を許可する方法です。
 - (c) 図書館やその他における公共アクセス権：Google は、要請に応じて、各公立図書館のコンピュータ端末および米国内の非営利大学において合意した数のコンピュータ端末を通し、無料「公共アクセスサービス」を提供します。公共アクセスサービスは、Google が提供する機関購読と同じアクセス権を提供するものですが、〔公共アクセスにおける〕ユーザは書籍に対し部分的コピー／ペースト、あるいは注釈付記などを行うことはできません。印刷料を請求できる公立図書館およびすべての大学図書館において、ユーザはページごとに所定料金を支払えば、印刷をすることができます。レジストリの承認を受ければ、コピーセンターのような営利事業体においても、閲覧とページごとの料金による印刷サービスなどを伴う公共アクセスサービス端末が利用できるようになります。その場合、その料金はこれらの営利事業団体と Google、および権利所有者が分配することになります。公共アクセスサービスからの収入は、ページごとの印刷費用に基づいて計算されます。Google はこの収入を公立および高等教育機関の図書館、またコピーセンター等から徴収し、その収入の 63% を権利所有者の代表であるレジストリに送金します。
 - (d) その他の潜在的商利用：将来的に、Google とレジストリは、消費者購読（機関購読と類似した概念）、印刷オンデマンド書籍、カスタム出版（ページごとに価格設定した、教育および専門市場向けの講座用テキスト類またはその他のカスタム出版）、PDF のダウンロード（消費者が書籍の PDF バージョンをダウンロードできる）、さらに書籍の概要、要約や編集物を含むその他のアクセス利用に

ついて、同意する可能性があります。**Google**が権限を付与される新規の商的利用についてはすべて、直接またはレジストリのウェブサイトを通して権利所有者に通知されます。権利所有者はまた、そのような利用対象の一部または全てから、自分の〔著作権管理下における〕いかなる書籍をも随時除外する機会を有します。

- (2) プレビュー利用：ユーザの検索に応じて、**Google**は、ユーザが購入決定する前に、書籍の最大 20%（隣接した 5 ページを超えない）までの閲覧を可能にします。この場合、書籍のページをコピー・ペーストしたり、これに注釈付記をしたり、印刷したりすることは一切できません（「標準プレビュー」）。小説などの書籍の場合、**Google**は、書籍の最後 5%（または書籍の少なくとも最後の 15 ページ）を閲覧不能にします。また、小説などの書籍の場合、**Google**は、ユーザが開いた特定のページに隣接した 5%または 15 ページ（いずれか少ない方）を表示できます。権利所有者はまた、別の方式のプレビュー利用を選択することができます。この方式においては、固定された範囲のページ（**Google**が選択する、またそのような機能が将来開発された場合には権利所有者が選択する、書籍内の最大 10%までを占める固定ページ）が表示されます（「固定プレビュー」）。固定プレビューにおいてユーザに表示されるページは、ユーザの検索には左右されません。権利所有者は、その書籍に適用されるプレビューの種類を随時、変更できます。プレビュー利用は、消費者購入など書籍の販売のためのマーケティングツールとして考案されたものです。権利所有者はまた、書籍のプレビュー利用ページに設けられた広告収入を受領することが予測されます。権利所有者に与えられるプレビュー利用の選択肢の詳細については、和解契約書条項 4.3 をご参照ください。
- (3) 抜粋表示：ユーザの検索に応じ、**Google**は、書籍の本文から約 3~4 行を表示（「抜粋」）し、ユーザ 1 名につき、最大三点の抜粋表示を行うことができます。権利所有者は、1 冊の書籍から一つもしくは複数の抜粋を表示する専用ウェブページに設けられた広告から、広告収入を得ることが予想されます。
- (4) 書誌ページの表示：**Google**は、書籍の表題ページ、著作権ページ、目次とインデックスを表示することができます。

あなたの書籍や挿入物を表示利用の対象から除外したい場合は、上記の間 9（B-E）をご参照ください。

G. 非表示利用

上記の間 9（D）に述べたように権利所有者が削除権を有することを条件に、**Google**は書籍と挿入物の非表示利用を許されることになっています。非表示利用は、書籍の内容を一般公開用に表示するものではありません。例としては、書誌情報の表示、（テキストの表示はしない）包括的索引、書籍の地理的索引、書籍内の章ごとのキーワードのアルゴリズム一覧、**Google**の内部調査と開発が含まれます。権利所有者は、書籍や挿入物を非表示利用の対象から除外することはできません。

あなたの書籍の削除を定時に行った場合のみ、**Google**によるあなたの書籍の非表示利用を防ぐことができます。上記の間 9（D）をご参照ください。

Googleによるあなたの書籍の非表示利用に対し、申し立てを行う権利を維持する唯一の方法は、和解からオプトアウト〔注注・和解への不参加を表明〕することです。和解へのオプトアウトの方法については、以下の間 15 に記載されています。

H. 広告利用

Google は、抜粋表示ページ、書誌情報、1冊の書籍内で行われたユーザの検索結果を含む、レビュー利用とその書籍専用のウェブページに、広告を掲載することができます。書籍の権利所有者は、そのような広告収入の63%を得ることになります。Google はまた、Google の製品やサービスについてのその他の広告（検索結果ページ、Google マップなど）を表示することができますが、書籍の権利所有者はこれらの広告からは収入を得られません。

書籍の権利所有者は、1冊の書籍専用の全ページに広告を掲載しないよう Google に指示する権利を有していますが、複数の書籍やその他のコンテンツに関するユーザの検索結果ページにおける広告掲載については、指示できません。あなたの書籍に関するすべてのウェブページを広告掲載の対象から除外するためには、請求用紙に必要事項を記入登録してください。

I. 完全参加図書館による利用

本和解は Google に対し、特定数の書籍のデジタル化を完全参加図書館で行うことを条件に、コレクション内のすべての書籍のデジタルコピー（「図書館デジタルコピー」または「LDC」）を、その完全参加図書館に提供することを許可しています。完全参加図書館は、以下についてその LDC を利用することが認められています。（a）LDC の保存、維持、管理と現状維持のためのコピーを作ること、（b）印刷版の書籍の利用が困難な障害を持つユーザに、LDC 内の書籍へのアクセスを提供すること、（c）損傷、劣化、紛失したり、盗難にあった書籍の代替印刷コピーを作ること、（d）索引と検索ツールを利用し、検索ツールに関連した抜粋を表示すること（表示利用が [Google に] 許可されていない書籍の権利所有者が、[その書籍データを] 利用しないよう、完全参加図書館に指示をした場合を除く）、（e）教員や職員による個人的な学術使用や講義での使用という目的のため、市販されていない、また機関購読によって利用できない書籍の最高5ページまでを利用する許可を与えること、（f）非消費性研究用（以下の問9（J）に説明のある制限を条件とする）、（g）米国著作権法が改正され、オーファン作品の利用が許可された場合、その改定に基づいて LDC から書籍を利用する場合、および（h）権利所有者やレジストリが許可する、その他の合法的な利用（レジストリは、権利所有者のいかなる権利にも損害を与えない利用にのみ承認を与えることができる）。また和解契約は、完全参加図書館による特定の利用を禁止していますが、機関購読が可能でない場合の、市販されていない書籍のフェアユースに関しては、これを禁止していません。

J. リサーチデータベース

また Google によって図書館でデジタル化された書籍はすべて、「リサーチデータベース」に組み込まれます。リサーチデータベースは、一度に最大2箇所個別サイト（「ホストサイト」）がホストすることが許されています。レジストリの承認により Google が追加的ホストサイトとなることも可能です（つまり、2箇所がすでに存在する場合は、3箇所目のホストになる）。リサーチデータベースは、以下を含む特定の種類のリサーチを行っている「有資格のユーザ」のみが利用できます。

（a）画像の改良や、画像からテキストや構造的な情報を抽出するためのデジタル画像のコンピュータ分析、（b）書籍間や書籍内の関係を理解・展開する情報の抽出、（c）言語のより良い理解のための言語分析、言語学上の利用、書籍の経時と多ジャンルにわたる進化に関する意味論と構文論、（d）自動翻訳（表示目的で書籍を実際に翻訳することはない）。および（e）索引と検索技術の開発。リサーチデータベースに関連して許可されているリサーチの種類についての詳細は、和解契約書の条項7.2

（d）をご参照ください。また、このようなリサーチは、完全参加図書館の LDC 上で行われることもあります。書籍が削除された場合は、リサーチデータベースと LDC から除外されることとなります（上記の問9（D）を参照）。

書籍や挿入物の権利所有者が、**Google** と完全参加図書館の書籍と挿入物のリサーチデータベースでの利用に対して申し立てを行う権利を維持する唯一の方法は、本和解からオプトアウト [不参加を申請] することです。以下の問 **15** では、和解からオプトアウトする方法を説明しています。

2009 年 1 月 5 日現在またはその **2 年後**以内に市販中のすべての書籍に対し、権利所有者はその書籍が市販されている限り、リサーチデータベースから書籍を取り下げる権利を有しています。あなたの書籍が市販されており、リサーチデータベースから書籍を取り下げたい場合は、請求用紙に必要事項を記入登録してください。

リサーチデータベースとその利用は、すべて和解契約書に規定された詳細な要件と制限の対象となります。詳細情報は、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html> (和解契約書の 7.2 (d) を参照) や、和解管理者、およびレジストリと各ホストサイトの同意書より入手できます。

K. 分配プラン/未請求資金

(1) 分配プラン

レジストリに登録済の権利所有者には、**Google** の書籍と挿入物の商的使用に対し米ドルで補償が行われます。補償の方式は分配プランに規定されており、それは <http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html> (和解契約書の添付資料 **C** を参照)、または本和解管理者から入手することができます。権利所有者への補償は、書籍の実際の利用 (「使用料」) と機関購読データベースに書籍および挿入物を含めること (「含有手数料」) の両方に基づいて行われます。

- (a) **使用料**。使用料は、すべての収入モデルに関連した書籍の権利所有者に支払われます。書籍購読に関する使用については、ユーザが何回書籍を閲覧したか、書籍のどのくらいの量が閲覧されたか、書籍の和解管理料金、その報告時期の他の書籍に対する相対的な使用などの要因を基にして、レジストリが「使用」計算を行います。その他の使用については、使用料は、書籍が販売された価格、印刷されたページ数、または得られた広告収入に基づきます。レジストリはそれぞれの報告期間につき、書籍毎の使用料を計算します。報告期間は、レジストリが効率を基準にして決定します。挿入物に対しては、使用料は支払われません。
- (b) **含有手数料**。含有手数料は、レジストリが受け取った購読販売収入から、該当する書籍と挿入物に対して支払われます。書籍の目標含有手数料は、書籍 **1 冊**につき **200 米ドル**、全体挿入物の最低含有手数料は **50 米ドル**、部分挿入物は **25 米ドル**です。挿入物の含有手数料は、一書籍の内容が他の作品に掲載されるにあたり、その内容からいくつの挿入物が作られたか、またはその挿入物がいくつの他の作品に掲載されたかに関わらず、最高 **500 米ドル**に制限されます。権利所有者は、その書籍や挿入物が権利所有者自身によって、あるいは同一書籍や挿入物のその他の権利所有者によって**購読販売対象から除外**されない限り、含有手数料を受け取る資格があります。(Google が何らかの理由で書籍を購読データベースに含めない場合にも、書籍と挿入物の権利所有者は含有手数料の受取資格があります。) **権利所有者は含有手数料をいったん受け取った場合、含有手数料をレジストリに返却しない限り、書籍や挿入物を購読販売の対象から除外することはできません。**

Google の書籍データベース購読の販売は、新しいビジネスモデルです。そのため、購読における書籍と挿入物の含有および利用に対する補償を、正確に定量化

することはできません。これは特に含有手数料に関し該当することで、10年後、手数料受領の資格を有するすべての権利所有者に含有手数料全額を支払うためには、含有手数料資金が十分ではない可能性もありえます。原告側は購読の販売が堅調となり、すべての含有手数料を支払えるだけの資金が生み出されることを希望しています。レジストリが最初の購読収入を受け取る10年後、それが可能であった場合、権利所有者は上記に特定された含有手数料以上を受け取るようになります。10年後に資金が不十分であった場合には、レジストリ理事会は、継続して書籍に対する含有手数料を支払うか、または使用料のみを優先してそれらの料金を打ち切るか、どちらが権利所有者の全体的な利益に貢献するかを決定します。目標含有手数料の200米ドルに達する前に含有手数料の資金を打ち切ることにより過半数の理事が投票した場合は、書籍の権利所有者は200米ドルの含有手数料を受領しないこともあり得ます。使用可能な資金は、その時点で該当する権利所有者に分配され、その後、書籍の権利所有者は使用料のみを受け取るようになります。（レジストリ理事会が書籍の含有手数料資金の打ち切りに投票しなかった場合、その資金は、以下の問9(K)(1)(b)および(c)に述べるように継続されます。）いずれにせよ挿入物の含有手数料の資金は、レジストリが全体挿入物に対して50米ドル、部分挿入物に対して25米ドルを支払うまで継続されます。

あなたの書籍や挿入物のすべてに対し含有手数料を受け取るためには、有効日から5年以内に請求用紙に必要事項を記入し、レジストリに登録を行う必要があります。有効日はウェブサイト、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/>に記載されますが、書籍と挿入物をできるだけ早目に登録されることをお勧めします。

- (c) 使用料と含有手数料間の購読収入の分配。購読によりレジストリが受け取る純収入*（レジストリの事務経費を除いたもの）から75%が使用料として支払われ、25%が含有手数料として支払われます。含有手数料は、二つの下位資金に分けられ、（25%のうちの）80%は書籍下位資金、（25%のうちの）20%は挿入物下位資金になります。レジストリが最初に購読収入を受け取ってから10年目以前に、書籍に対し200米ドル、全体挿入物に対し50米ドル、部分挿入物に対し25米ドルを支払うのに十分な資金がある場合は、その時点ですべての含有手数料資金が分配されます。そのような金額を支払う資金が10年目にならなかった場合は、購読からレジストリが受け取った純収入の10%が、含有手数料資金に充当されてゆきます。この資金は書籍に対し200米ドル、全体挿入物に対し50米ドル、部分挿入物に対し25米ドルを支払うのに必要な限り、充当され続けます。ただし書籍に関しては、レジストリの理事の過半数が書籍下位資金への支払いの打ち切りに賛成票を投じた場合は、この限りではありません。

上述の使用料と含有手数料の分配は、（1）実際に「利用」された書籍の価値、（2）書籍や挿入物が購読データベースに含まれユーザにとって利用可能となることによりデータベース全体の価値に寄与することを踏まえた個々の作品の価値、というふたつの競合する検討事項を公正かつ衡平に保とうとする、原告側による試みを反映しています。

- (d) 他の規定の概要。（1）レジストリは、書籍や挿入物に関連した権利所有者間の論争が解決しない限り、特定の書籍や挿入物に対する使用料または含有手数料は支払いません。（2）登録したすべての権利所有者に対し、レジストリは登録さ

れた書籍や挿入物の口座を維持しますが、満期になった時のみ 使用料や含有手数料（例：[部分挿入物に対する] 25 米ドル）、またはそれらの料金の合計金額を支払います。それ以下の金額は、レジストリが支払い手続きに鑑み効率的ではありません。（3）挿入物権利所有者は、挿入物への含有手数料より高い支払いを規定する書籍権利所有者との契約書をレジストリに示すことにより、より高額の内容手数料を受け取ることができます。（4）書籍の権利所有者間の収入分配に関するすべての論争は、著者－出版社手続により（同一の書籍あるいは主要作品に関する、複数の出版社間による論争を除く）解決されるものとし、挿入物の権利所有者間の収入分配に関するすべての論争は、和解契約書の第 IX 章に明記された規定に基づき拘束力を持った調停により解決されるものとし、

(2) 未請求資金

レジストリが受領する収入の中には、それが支払われるべき権利所有者がレジストリに登録していない場合や、有効日より 5 年以内（含有手数料の場合）あるいは書籍が利用された日から 5 年以内（使用料の場合）に、権利所有者が資金を請求しない場合の収入が予想されます（「未請求資金」）。未請求資金は、以下のように分配されます。

(a) **購読収入からの未請求資金**は最初、レジストリの運営資金の支払いとレジストリの引当金の維持に使用されます。残りの未請求資金は未請求資金が得られた報告期間に購読使用料が生じた書籍の登録権利所有者に対し、按分計算により支払われます。さらに、(b) **書籍の使用収入からの未請求資金**は最初、レジストリの運営資金の支払いとレジストリの引当金の維持に使用されます。残りの未請求資金は、その書籍の権利所有者がその書籍に対して受け取る使用料の合計が、Google が一冊の書籍の使用料として得た収入の 70% に等しくなるまで、未請求資金が得られた報告期間に書籍使用料が生じた登録権利所有者に対し、按分計算により支払われます。その後、残っている未請求資金は、直接または間接的に権利所有者と一般読者にとって有益な非営利団体に支払われます。

L. **安全規定**

Google と（原告の顧問を含む）原告は、書籍と挿入物が適切なレベルの安全性によって守られるよう保証するための、安全基準を開発しました（「安全基準」）。安全基準は、次の安全領域に対応しています。即ち、Google における書籍の安全の侵害、完全参加図書館の LDC の安全の侵害、リサーチデータベースホストサイトの安全の侵害、および書籍に対する未許可のアクセスの制限努力。安全基準は、Google、各完全参加図書館とホストサイトに対し、安全基準を順守し、レジストリの承認に従った独自の安全実行プランを開発するよう要求しています。和解契約書の添付資料 D の安全基準は、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html> または和解管理者から入手できます。加えて、和解契約書、およびレジストリと完全参加図書館ならびにホストサイトとの契約書も、安全侵害に関する救済策を規定しています。これらの救済策に関する詳細情報は、和解契約書の第 VIII 条で規定されており、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html> または和解管理者から入手することができます。

M. **論争の解決**

Google、レジストリ、権利所有者、参加図書館とホストサイトは、本和解に関連した事柄に起因する論争を非公式に解決する努力を行うものとし、30 日後にそれが不成功に終わった場合は、論争は調停に持ち込まれることとし、調停者の決定が最終的なものとなり、論争当事者を拘束するものとし、調停の対象となる論争の例としては、次が挙げられます。即ち、(a) 価格とその他の経

済的規定に関する意見の相違、(b) 請求された機密保護違反に関する意見の相違、(c) 書籍が刊行中であるか、絶版であるかについての意見の相違（論争が著者と出版社間である場合のみ）、または書籍が公有財産であるかどうかについての意見の相違、および(d) Google や完全参加図書館が本和解において許可されていない書籍を利用しているかどうかについての意見の相違。これらは調停の対象となる、潜在的な論争の部分的なリストですが、あくまで例示的なもので包括的なものではありません。どの論争が調停や訴訟の対象となるかについての説明は、和解契約書の第IX章、著者－出版社手続（和解契約書の添付資料A）と図書館－レジストリ契約（和解契約書の添付資料B）をお読みください。これらはすべて、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html> または和解管理者から入手することができます。

裁判所は、和解契約とその他の契約における両当事者の義務に関連したその他すべての論争を解決する司法権を継続して所有します。さらに、簡易救済を求める場合、あるいは度重なる意図的または故意による違反行為が発生した場合、当事者は調停を最初に行わずに、仮差し止め救済を裁判所に訴える権利を有します。

N. 非独占権

Google と参加図書館に与えられているのは非独占的権利のみです。権利所有者は、レジストリを通して、また通さずとも、Google の直接競合者を含む個人や組織に対し、自身の作品を、Google と参加図書館の利用方法と全く等しい方法で利用する許可を与える権利を所有しています。Google と参加図書館に付与された権利と許可は、それら作品の著作権所有の譲渡ではなく、また和解契約におけるいかなる項目も、権利所有者の作品における著作権所有権の譲渡に関わるものではありません。

10. 著者－出版社手続上の著者と出版社の権利は何ですか？

同一書籍に対し、著者と出版社の両者が米国著作権を所有していることがあります。<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html>（和解契約書の添付資料Aを参照）および和解管理者より入手できる、著者－出版社手続に、著者下位集団と出版社下位集団の構成員の権利が説明されています。以下は著者－出版社手続の概要です。

(1) 刊行中の書籍

Google が刊行中の書籍の表示利用を行うためには、著者（職務著作物 [“work-for-hire”] の著者を除く）と出版社が、著者－出版社手続で規定されている手続に基づいて、Google による表示利用を許可することに同意する必要があります。レジストリは、Google の刊行中の書籍の利用から得られた収入（2009年5月5日までにデジタル化された書籍の現金支払いを含む）を出版社に支払い、出版社はその書籍に関する著者－出版社契約の規定に基づいて著者に支払いを行います。著者が出版社の支払額に満足しない場合は、レジストリの支援により仲裁を通して論争を解決することができます。この仲裁権は教育書籍（つまり、書籍の発行が主として教育市場向けで、教育プログラム内で使用されるもの [幼稚園～高校3年用、高等教育用、社会人教育用、職業教育用、専門教育用、独習用および類似する教育市場用]）の著者と出版社には当てはまりません。当事者間の論争は、教育書籍のための個々の著者出版社契約の規定に基づき解決される必要があります。

Google に対し表示利用が許可された刊行中の書籍については、著者と出版社の双方が、その書籍を表示利用から一部やすべて削除または除外を要請する権利を有しています。その場合、（著者からまたは出版社から要請された場合のいずれであれ）より制限的な

指示が支配力を持ちます。著者と出版社が、Google による刊行中の書籍の消費者利用に同意をした場合、出版社は書籍の価格を管理する権利を有します。ただし、著者がその価格に異議を唱え、出版社に価格変更をするよう説得できなかった場合、著者はその書籍を消費者利用の対象から除外することができます。

(2) 絶版書籍

- (a) 表示利用からの削除と、表示利用対象からの除外。上記のように、和解契約書に基づき、絶版書籍はすべて自動的に表示利用に含まれることとなります。権利所有者は以下のように絶版書籍の削除、あるいは利用対象からの除外と価格設定に関する決定を行うことができます。(a) 職務著作物 [“work-for-hire”] である書籍の場合は、出版社のみが削除、除外と価格設定の決定を行うことができる、(b) 権利が著者に復帰している書籍、または「著者による管理」とみなされる書籍（以下の節を参照）は、著者のみが削除、除外と価格設定の決定を行うことができる、および (c) その他すべての非復帰書籍に関しては、著者、あるいは明白で正当な理由の下に出版社が、削除もしくは除外の決定を行うことができ、またどちらでも片方が価格設定を行うことができる（その場合、より制限的なアクセスのレベルと、より高い価格の指示が適用される）。

本和解の目的（および、この目的のみ）において、著者－出版社契約に基づいてある書籍が [著作権] 復帰の対象となり得る場合、著者が復帰要請を出版社にすでに送付しており（または送付する）、出版社が 90 日以内または著者－出版社契約に書面で規定される期間のどちらか長い期間以内に返答をしない場合、その書籍は「著者の管理下にある」とみなされます。これらの条件を満たしている場合、著者は、書籍の取り扱いを「著者が管理している」としてレジストリに要請することができます（要請書のコピーを一部出版社に送付する）。要請において著者はテスト 1 に定義されているように書籍が「刊行中」ではないこと、さらに（以下の問 10 (3) (a) を参照）出版社が期間内（90 日、または著者－出版社契約に規定された期間を超える期間）内に返答しなかったことを確認する必要があります。またその要請には、以前に出版社に送付した復帰権要請のコピー、および適用される著者－出版社契約（著者が持っている場合）のコピーを添付する必要があります。

出版社が 120 日以内に要請に対し、書面による異議申し立てを行わない場合、レジストリは書籍が「著者の管理下にある」とみなします。出版社が期限内に要請に対する異議申し立てを行った場合は、当事者が論争に関する争点を提出し、レジストリが判断を下します。

- (b) 現金支払いと収入の分配。レジストリは、絶版書籍に関し、以下のように書籍の著者と出版社に対し、すべての支払いを別々に行います。(a) 復帰している書籍、または「著者が管理する」書籍のすべてについては、100%著者に支払う、(b) 「職務著作物 [“work-for-hire”]」である書籍の場合は、100%出版社に支払う、(c) 復帰されていないその他のすべての書籍は、1987 年より以前に発行されている場合は、65%著者に、35%出版社に支払う。1987 年以後に発行されている場合は、50%著者、50%出版社に支払う。

(3) 書籍が刊行中であるか絶版かの決定

本和解における目的のため（および、その目的のためだけに）書籍は、以下の2種類のテストのうち、一方に当てはまれば「刊行中」とみなされます。

- (a) テスト 1。著者－出版社契約の条項に基づいて書籍は「刊行中」である、または契約がいかなる状況下においても復帰権について規定していない場合。本目的においては、契約において「刊行中」という言葉が使用されていない場合でも書籍は「刊行中」である場合があります。契約が獲得した収入を基準として「刊行中」か否かの評価を下している場合、書籍の利用によって出版社に支払われる収入の50%を超える部分が和解により許可された収入モデルに基づくGoogleの書籍利用によって生じているならば、これらの収入はその書籍がテスト1に該当するかどうかの判断基準とは考慮されません。契約が販売単位または収入以外のその他の評価により「刊行中」か否かの評価を下している場合も、それらの情報はその書籍がこのテスト1に該当するかどうかの決定においては同等の原則が適用されます。書籍や、書籍に関する情報がデータベースに含まれていること、あるいは書籍の情報が検索エンジンの結果に出てくることなど、それ自体では書籍が「刊行中」であることを意味しません。契約が復帰権を規定しており、復帰権に関するすべての基準を満たしている場合、書籍は「刊行中」とはみなされません（ただし、この場合はたとえ契約上で必要とされていても、著者は復帰権要請を出版社に送る必要がない）。または、
- (b) テスト 2。著者－出版社契約上の書籍に関するすべての権利と合致して、出版社が、書籍の現行版または新版を発行する具体的な手続を取ったことを業界に公表し、その発表から12カ月以内にその版が発行された場合。

(4) 本が刊行中であるか絶版であるかの論争について

著作下位集団と出版社下位集団の構成員、あるいはレジストリ理事会の代表者は、書籍が上述の(3)の2種類のテストに当てはまるかどうかを確定するのに十分な証拠（契約書、印税明細書、業界発表や供述書など）をレジストリに送付し、通知することにより、書籍の状態が刊行中であるか絶版であるかの論争を起こすことができます。相手方当事者には返答の権利がありますが、120日以内にこれを行わなかった場合には、書籍の状態は変更されることとなります。著者と出版社が競合する証拠を提出し、同意による論争の解決ができない場合には、レジストリまたはレジストリが選択した調停者は、それぞれの当事者の証拠、また当事者間の取引過程、業界基準および慣行を含む当事者が提出したその他の関連する証拠および論拠を検討し、論争の解決をします。レジストリ（または調停者）の決定は最終的なものですが、これは和解に関する決定に限り、その他の目的、例えば同じ本に関する著者と出版社間の異なった、本和解に関係ない論争用の判例としては使用できません。

(5) その他の論争

共著者間、著者の相続人、または著者下位集団の構成員である複数の権利所有者間の論争はすべて、調停によって解決するものとします。出版社下位集団の構成員である複数の権利所有者間の論争は、調停による解決も可能ですが、義務づけられてはいません。

(6) 著者と出版社間の未請求資金の分配

上記の問 9 (K) (2) に説明のある未請求資金の条項を条件とし、著者－出版社手続に基づき、著者下位集団構成員に分配されるすべての収入の未請求金は、請求を提出した著者下位集団構成員に分配されるものとし、出版社下位集団構成員に分配されるすべての収入の未請求金は、請求する出版社下位集団構成員に分配されるものとします。

(7) Google パートナープログラム

権利所有者によっては、経済的により良い交渉ができるという理由やその他の理由により、和解契約に基づく表示利用ではなく、パートナープログラムに書籍を入れたいとの判断を下すかもしれません。Google との和解は、和解契約書に基づく表示利用のみに関連するものであり、パートナープログラムは関連していません。著者－出版社手続は、刊行中の書籍の権利所有者に対し、もしも同一書籍の他の権利所有者が和解契約書に基づく収入モデルの代わりにパートナープログラム（または和解契約書に基づく収入モデルに類似するその他すべての Google のプログラム）に書籍を含めたいと欲した場合、〔この最初の権利所有者に対し〕特定の権利を保証するものです。これらの権利は 1992 年以前に発効した著者－出版社契約に基づいて発行され、その後電子著作権に対応する改正がされていない書籍のみに該当します。以下はその概要です。

- (a) 削除や移籍の要請。Google が刊行中の書籍を、権利所有者から必要な許可を得ずにパートナープログラム（または和解契約書に基づく収入モデルに類似するその他すべての Google プログラム）で利用していると信じる権利所有者は、他の Google プログラムから書籍を削除するか、他の Google プログラムから書籍を和解契約プログラムに移籍するよう、Google に要請することができます。要請は、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/> または和解管理者から通知用紙を入手し、レジストリと Google 宛に提出する必要があります。Google は、パートナープログラムやその他の Google プログラムでのその書籍の利用を Google に許可した人物や組織に通知を行います。もし、その人物や組織が 30 日以内に削除や移籍に対して異議を申し立てようと欲する場合は、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/> または、和解管理者から入手した通知様式にて、レジストリと Google にその旨の通知を行う必要があります。
- (b) 異論のない要請。Google にパートナープログラムやその他の Google プログラムにおける利用を許可した人物や組織が、30 日以内に通知に対し返答を行わない場合は、要請を行った権利所有者の要請に従い、Google は書籍を削除するか、または和解契約プログラムに移籍します。和解契約プログラムに移籍された場合、その書籍は和解契約書の対象となり、著者－出版社手続に基づいた支払いが行われることとなります。
- (c) 削除要請に関わる論争。要請が、Google に対し（当該書籍を和解契約プログラムに移籍せよという選択とは異なり、）当該書籍をパートナープログラムやその他の Google プログラムから削除せよと求めるものであり、その他の権利所有者がその要請に対し異議を申し立てた場合は、Google が要請を受け入れるかどうか決定します。Google の決定に異議申し立てを行いたい当事者は、相手方当事者に対して訴訟を起し、パートナープログラムやその他のプログラムにおける Google の書籍の利用を許可する権利が、誰に属するのかを決定することができます。

ます。Google が書籍の利用や削除を行う決定に関しては、権利の放棄がなされることはありません。

- (d) 移籍要請に関わる論争。要請が、Google に対し書籍をパートナープログラムやその他の Google プログラムから和解契約プログラムに移籍せよと求めるものである場合、Google は、競合する権利所有者が論争の解決を行うまで、そのような Google プログラムでの書籍の利用を停止します。どちらの権利所有者も相手方に対して訴訟を起こしパートナープログラムやその他のプログラムにおける Google の書籍の利用を許可する権利が誰に属すのかを決定することができます。いずれにせよ、競合する権利所有者が共同で Google に許可を与えた場合や、競合する権利所有者の一人が Google にその旨を要請する権利を得る判決を受け取った場合以外は、Google は和解契約プログラムに書籍を含めません。

本通知は、著者－出版社手続に関するほんの概要です。

<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/agreement.html> (和解契約書の添付資料 A を参照してください) または、和解管理者より入手可能な上述の手続き詳述をご覧になることをお勧めします。

和解集団に留まる

11. 何もしなかった場合はどうなりますか？

あなたが著者下位集団や出版社下位集団の構成員であって、和解集団に留まりたい場合、現時点では何もする必要がありません。和解集団に留まることを決定した場合は、本訴訟におけるあなたの権利は、下位集団代表者と集団弁護団によって代理されることとなります。裁判所に [本和解案が] 承認された場合 (および適切な用紙を期限以内に提出した場合)、あなたは和解の利得を受け取ることとなります。Google と参加図書館に対するあなたの請求権は放棄され、裁判所によって棄却されます。和解集団に留まる場合、あなたは、有利・不利を問わず、本和解に関係する裁判所のすべての判決と決定に拘束されることとなります。

12. どの団体について放棄するのですか？

有効日において権利所有者は、Google とすべての参加図書館、およびそれぞれの過去、現在、未来における親会社、前任者、後任者、子会社、系列、事業部、そしてそれぞれの役員、重役、従業員および和解契約書第 X 条にリストアップされた、その他に対する請求権を放棄します。それぞれの団体に対して放棄される個別の請求権については、以下の問 13 をご参照ください。放棄した団体に関する詳細は、和解契約書第 X 条に付随した放棄に関する完全な文書をご参照ください。

13. 和解集団に留まる場合は、具体的にどんな請求権を放棄することになりますか？

以下は、有効日に権利所有者が放棄することになる、請求権の概要です。放棄した概要権に関する詳細は、和解契約書第 X 条に付随した放棄に関する完全版の文書をご参照ください。

Google の書籍と挿入物のデジタル化、Google がデジタルコピーを Google の製品とサービス内で利用すること、図書館がデジタル化のために書籍と挿入物を Google に提供すること、Google がデジタルコピーを図書館に提供すること、さらに図書館がそれらのコピーを受け取ること (2008 年 12

月 27 以降に **Google** がデジタルコピーをその他の図書館に提供する場合を除く）、図書館（その他の図書館を除く）が和解契約書に合致する方法でそれらのデジタルコピーを利用することを含む、有効日以前に起こった一定の行為に関連して発生した **Google** と参加図書館に対するすべての請求を、権利所有者は放棄するものとします。ただし、その他の図書館がデジタルコピーの不法利用を行った場合は、その他の図書館が書籍を **Google** に提供することや、デジタルコピーを受け取ることについての [異議や差し押さえを求める] 請求権は放棄されないものとします。

権利所有者は、**Google** と完全参加図書館、協力図書館と公有財産図書館に対し、有効日の後、和解契約や適切な図書館—レジストリ契約書で認められた、すべての行為や不作為に起因するすべての請求を放棄するものとします。有効日後に生じた、その他の図書館に対する請求は放棄されません。

ただし、

1. 本和解からのオプトアウトを適時に行った集団構成員の請求権は、一切放棄されたり、または和解により悪影響を被ることはありません。
2. 本和解により、**Google** と完全参加図書館に対し、本和解および該当する図書館—レジストリ契約に従う場合に限り、書籍と挿入物の利用が許されることとなります。和解契約、あるいは該当する図書館—レジストリ契約によって認められていない書籍と挿入物の利用があった場合、これに関する請求権は、一切放棄されることはありません。
3. 和解契約あるいは該当する図書館—レジストリ契約に基づく **Google** および参加図書館の義務履行に違反があった場合、これに関する請求権は一切放棄されることはありません。
4. 和解契約書プログラム [で許可される範囲] 以外に **Google** により書籍および挿入物の未許可の利用があった場合、これについての請求権は一切放棄されることはありません。
5. **Google** が権利所有者の除外要請を拒絶した場合、**Google** の政府刊行物と公有財産とされる書籍内の挿入物の利用に関する請求権は一切放棄されることはありません。詳細については、和解契約書セクション 3.5 (b) (vii) をご参照ください。
6. 2008 年 10 月 28 より後に生じた行為あるいは不作為に関しては、有効日後に生じた場合でも和解契約により許可されないならば、これに対する請求権は一切放棄されません。
7. その他の図書館による、デジタルコピーの利用に関する請求権は一切放棄されることはありません。
8. 書籍と挿入物の米国外における利用、および米国外におけるデジタル化に関する請求権は一切放棄されることはありません。
9. 米国外のユーザの要請に応じて、**Google** が米国内で行った行為の結果、ユーザの管轄域において、書籍や挿入物の一部分が表示される結果になった場合については、請求は一切放棄されることはありません。ただし、その表示が合法である場合や、または **Google** が表示についての許可を得ている場合はこの限りではありません。

和解からオプトアウトする

14. 和解に参加したくない場合はどうすればいいのですか？

和解集団に参加したくない場合や、Google と参加図書館を訴える権利を保持したい場合は、和解から「オプトアウト」措置を取る必要があります。参加しないことであなたは単独で訴訟を起こすか、または本訴訟の申し立てに関して、Google に対する他の訴訟に参加する権利を保持することになります。

和解からオプトアウトした場合、現金支払いや、本和解に基づく収入モデルすべてに参加する資格はなくなります。ただし、あなた自身が訴訟を起こす権利があります。また今般、和解からオプトアウトしたも、後日レジストリや Google に連絡を取り、和解契約プログラムへの書籍の含有について個別交渉を行うことができます。

15. 和解集団からのオプトアウトを選択するにはどうすればいいですか？

本和解 [集団] からは、以下のようにオプトアウトすることができます。

- 1) オンラインで <http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/> にアクセスし、2009 年 9 月 4 日以前にオプトアウトするための指示に従うか、または
- 2) 2009 年 9 月 4 日以前に郵便料金前払いの普通郵便にて書面による通知を、和解管理医者 (Google Book Search Settlement Administrator, c/o Rust Consulting, PO Box 9364, Minneapolis, MN 55440-9364 United States of America) 宛に送ってください。当日消印有効です。

オプトアウトの理由は記入する必要はありません。ただし、オプトアウト要請は、権利所有者が署名し、オンラインで提出する場合は、すべての項目に記入を行い、どの下位集団から離脱したいのか (著者下位集団または出版社下位集団) を明記し、氏名と住所を提供し、もしあなたが著者の代理人である場合はあなたが代行をしている著者下位集団構成員の名前を記入し (つまり、書籍や挿入物の名前と同一の人物)、さらに当てはまる場合は、書籍の著者として使ったすべてのペンネームを提供してください。どの本および/または挿入物がオプトアウト決定に関連するのかが Google が明確かつ確実に理解できるよう、出版社下位集団の構成員は、米国著作権を所有している書籍のどれを発行するのか、または発行したのかについてすべての出版事項を特定する必要があります。Google と原告は、すべての著者下位集団や出版社下位集団が米国著作権を有する書籍と挿入物に関する次の情報を提供するように求めています (必須ではありません) : 題名、著者、出版社および ISBN (書籍が ISBN を有している場合)。

和解に対する異議や意見

16. 和解について意見や異議を唱えることはできますか？

できます。和解からオプトアウトしない場合は、再訴不可の訴訟却下という最終判決の判示や、著者下位集団側弁護士の弁護費用や費用の要請を含む、和解のいかなる部分、あるいはその全体についても、異議を唱えたり意見を述べたりする権利があります。和解に異議を唱えたい場合は、あなたが主張する異議や見解、さらにその異議の根拠についての声明書を、関連書類や準備書面と共に 2009 年 9 月 4 日までに裁判所に提出する必要があります。宛先は次の通りです。

Office of the Clerk
 J. Michael McMahon
 U.S. District Court for the Southern District of New York
 500 Pearl Street
 New York, New York 10007
 UNITED STATES OF AMERICA

またそのような書類のコピーを、Eメールまたは普通郵便にて以下の弁護士に提出する必要があります。

著者下位集団担当弁護団	出版社下位集団担当弁護団	Google 担当弁護団
Michael J. Boni, Esq. Joanne Zack, Esq. Joshua Snyder, Esq. Boni & Zack LLC 15 St. Asaphs Road Bala Cynwyd, PA 19004 UNITED STATES OF AMERICA bookclaims@bonizack.com	Jeffrey P. Cunard, Esq. Bruce P. Keller, Esq. Debevoise & Plimpton LLP 919 Third Avenue New York, NY 10022 UNITED STATES OF AMERICA bookclaims@debevoise.com	Daralyn J. Durie, Esq. Joseph C. Gratz, Esq. Durie Tangri Lemley Roberts & Kent LLP 332 Pine Street, Suite 200 San Francisco, CA 94104 UNITED STATES OF AMERICA bookclaims@duriatangri.com

公聴会にご自身で出席するか、または弁護人が代理する場合はあなたの弁護士が出席し、なぜ和解や和解の一部が承認されるべきではないのか、意見を述べることもできます。その場合は裁判所に提出した声明書において、あなたやあなたの弁護人が意見を述べるつもりである旨を通知する必要があります。

本通知に述べられた方法で異議申し立てをしない限り、著者下位集団側弁護士の弁護費用および諸費用の申請書を含む本和解の諸条件に対し異論を唱える権利はありません。記述の通り異議申し立てをしなかった場合は権利放棄をしたとみなされ、そのような異議申し立てから永久に除外されることとなります。

17. 和解に対する異議申し立てと、和解からのオプトアウトの違いは何ですか？

本和解がもし承認され、あなたが本和解の下に集団構成員として留まる場合は、和解のいずれかの部分について同意しないときは和解に異議申し立てをすることができます。異議申し立てによりあなたの意見は裁判所で公聴されます。

一方、オプトアウトするという事は、あなたはもはや集団の構成員ではなくなり、和解の諸条件に拘束されるのを拒むことを意味します。いったんオプトアウトした場合、和解によってあなたは影響を受けないため、和解に対する異議申し立ての権利をすべて失います。

あなたを代表する弁護団について

18. 本訴訟における私の利益を代弁する弁護士がいますか？

います。裁判所は、あなたとその他の集団構成員の代理として、以下の弁護事務所を任命しました。

著者下位集団担当弁護団	出版社下位集団担当弁護団
Michael J. Boni, Esq. Joanne Zack, Esq. Joshua Snyder, Esq. Boni & Zack LLC 15 St. Asaphs Road Bala Cynwyd, PA 19004 UNITED STATES OF AMERICA	Jeffrey P. Cunard, Esq. Bruce P. Keller, Esq. Debevoise & Plimpton LLP 919 Third Avenue New York, NY 10022 UNITED STATES OF AMERICA

19. 弁護費用はどのように支払われますか？

著者下位集団担当弁護士は、弁護費用と諸経費として 3000 万米ドルを認めるよう裁判所に要求します。裁判所に承認された場合、Google がそれらの弁護費用と諸経費を支払います。（和解契約の日付現在で、著者下位集団担当弁護団には約 14 万米ドルの費用が発生しています。）Google は、下位集団と権利所有者に支払うと同意した額に加え、これらの費用を支払うことになります。

出版社下位集団担当弁護団は、弁護費用や諸経費の返済を集団訴訟和解金からは求めないことに同意しています。その代わりに出版社下位集団担当弁護団は、Google と出版社間で発生した類似の事件である、*The McGraw-Hill Companies, Inc. et al. v. Google Inc.*、事件番号 No. 05 CV 8881

(S.D.N.Y.) の和解から支払われることになっています。その訴訟中の出版社 5 社が、出版社下位集団を代表する下位集団代表者です。和解契約が確定されるのを条件に、有効日後、彼らは Google に対する個別の訴訟を取り下げることになっています。Google は、その訴訟の和解において 1550 万米ドルを支払うことに同意しています。出版社下位弁護士には、弁護費用と諸経費をその金額から支払われることになっており、残りは、米国出版者協会が、出版社と著者両方の利得のために使われる基金を設立するために使われます。残金の利用方法に関しては、少なくとも著者側理事長 1 名と出版社側理事長 1 名を含む、レジストリ理事会による過半数の事前承認が必要です。

20. 自分自身の弁護士を雇うべきでしょうか？

ご自分の弁護士を雇う必要はありませんが、あなたを代表してあなたの弁護人を裁判所に出廷させ、発言を行いたい場合は、出廷意向通知書を提出する必要があります。出廷意向通知書の提出方法については、問 23 を参照してください。あなたの代理として弁護士が出廷する場合は、弁護士費用はあなたが支払うことになります。

裁判所の最終承認公聴会

21. 裁判所は、いつどこで和解の最終承認の是非の決定を行いますか？

裁判所は 2009 年 10 月 7 日午前 10 時（米国東部夏時間）に合衆国南ニューヨーク地区連邦地方裁判所（500 Pearl Street, New York, NY 10007）の 11A 法廷において公正公聴会を開き、本和解が公正、適正であり妥当であるかを検討します。この公正公聴会において、またはその後、裁判所は本和解および弁護士費用と諸経費の提案を承認するかどうかを決定します。意見や異議を受け取った場合は、裁判所がその時にそれらを検討します。

公聴会の日付と時間は裁判所によって通告なしに変更されることがあります。和解に参加を希望する場合は、この時点で何もする必要はありません。

22. 公正公聴会には出席しなければなりませんか？

いいえ。出席は必須ではありません。集団の弁護団があなたの代理として裁判所の質問に答える用意をしています。あなたやあなたの弁護士が公正公聴会に出席したい場合は、自費で出席することができます。

23. 公正公聴会で発言することはできますか？

できます。公正公聴会において、あなた自身が発言したり、または弁護士を雇ってあなたの代わりに発言してもらうこともできます。その場合は「出廷意向通知書」を裁判所に提出する必要があります。出廷意向通知書には、本訴訟の名前と番号 (*The Authors Guild, Inc., et al. v. Google Inc., No. 05 CV 8136*) を含め、公正公聴会に出席希望の旨を明記してください。また、通知にはあなたの氏名、住所、電話番号および署名、そして弁護士があなたを代理して出席する場合は、その氏名と住所を明記してください。和解からオプトアウトしている場合は、公正公聴会で発言することはできません。出廷意向通知書は、2009年9月4日までに裁判所に提出する**必要**があります。

Office of the Clerk
J. Michael McMahon
U.S. District Court for the Southern District of New York
500 Pearl Street
New York, New York 10007
UNITED STATES OF AMERICA

また出廷意向通知書のコピーを2009年9月4日（当日消印有効）までに、以下宛にEメールまたは郵送してください。

著者下位集団担当弁護団	出版社下位集団担当弁護団	Google 担当弁護団
Michael J. Boni, Esq. Joanne Zack, Esq. Joshua Snyder, Esq. Boni & Zack LLC 15 St. Asaphs Road Bala Cynwyd, PA 19004 UNITED STATES OF AMERICA bookclaims@bonizack.com	Jeffrey P. Cunard, Esq. Bruce P. Keller, Esq. Debevoise & Plimpton LLP 919 Third Avenue New York, NY 10022 UNITED STATES OF AMERICA bookclaims@debevoise.com	Daralyn J. Durie, Esq. Joseph C. Gratz, Esq. Durie Tangri Lemley Roberts & Kent LLP 332 Pine Street, Suite 200 San Francisco, CA 94104 UNITED STATES OF AMERICA bookclaims@durietangri.com

詳細情報の入手方法

24. 詳細情報はどこで入手できますか？

本訴訟において裁判所に提出された和解契約、その添付書類、およびその他法律関係書類に、本訴訟についての詳細が記載されています。これらの法律関係書類は、Office of the Clerk, J. Michael McMahon, U.S. District Court for the Southern District of New York, 500 Pearl Street, New York, New York 10007 United States of America にて、営業時間内にいつでも閲覧し、コピーすることができます。これらの書類はまた、和解ウェブサイト (<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/>) でも入手することができます。

また、その他本訴訟や通知に関してご質問がある場合は、以下の方法でお問い合わせください。

- 和解ウェブサイト (<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/>) にアクセスする。
- 作家組合 (<http://www.authorsguild.org>) または米国出版者協会 (<http://www.publishers.org>) に連絡する。
- 本通知書巻末（付録）記載の該当する番号にお電話くださるか、または
- 郵送での問い合わせ先

Google Book Search Settlement Administrator
c/o Rust Consulting, Inc.
PO Box 9364
Minneapolis, MN 55440-9364
UNITED STATES OF AMERICA

あなたが住所変更をした場合、あるいは本通知書が正しい住所に郵送されなかった場合は、和解管理者に通知してください。和解管理者があなたの正しい住所を持っていない場合は、本和解に基づく利益や重要な展開に関する情報を受け取れないことがあります。

付録：和解管理者の電話番号

和解に関する完全情報とクレームフォームは、<http://www.googlebooksettlement.com/intl/ja/> で入手できます。上記のウェブサイトを通して、集団構成員の方は、支援を受けたり、質問を提出することができます。

ウェブサイトにアクセスできない方や、追加の支援が必要な集団構成員の方は、以下のページの電話番号で和解管理医者までお問い合わせください。該当地区においては、これらの番号はフリーダイヤルです。フリーダイヤルが使用できない国の場合は、国際電話番号（+1.612.359.8600）におかけください。ご希望に応じて、和解管理者が折り返しお電話を差し上げます。